

◎新潟県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の区別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市安養寺乙2068番1から	新	10.0～38.2メートル	869.6メートル
同市堀之内字久保寺戊1077番2まで	旧	(A) 5.3～31.8メートル	925.8メートル
十日町市安養寺乙2068番1から		(B) 12.6～38.2メートル	471.4メートル
同市新屋敷丙831番1まで			

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。